

東商品支発第25号
平成23年4月15日

東京商工会議所震災対策特別委員会
委員長 杉山清次様

東京商工会議所品川支部
会長 大山忠一

中小企業・税制特別委員会
委員長 武田健三

東京商工会議所品川支部 東日本大震災に関する緊急要望

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東日本、特に東北地方を中心に未曾有の被害を受けました。一方、品川区など首都圏においても、経済活動に甚大な影響を受けています。被災地の取引先との取引停止、大企業の生産減少による発注停止、イベントや季節行事などの中止、計画停電などによる消費者マインドの冷え込みにより、多くの中小企業が危機的な状況に陥っています。日本政府や地方自治体、商工会議所等におかれましては、今回の大震災によって危機的な状況にある中小企業に対して、早急かつ弾力的な対応が求められます。

当品川支部においても、区内会員企業の意見や、中小企業・税制特別委員会での活発な議論を経て、このたび緊急要望を取り纏めました。東京商工会議所本部での今後の要望に是非とも取り上げていただきますようお願い申し上げます。

記

(1) 被災企業・事業所と共に、間接被害・風評被害を受けている企業への支援策

大震災で被災した企業や事業所については、未曾有の被害が報告されております。直接被災しなくても、流通やサプライチェーンのつながりから、被災地の企業と取引のある中小企業は深刻な影響を受けており、経営の存続が危ぶまれる企業も少なくありません。また、震災及び原発事故の影響による風評被害についても被災地および被災地以外の事業所について深刻な問題が多く報告されており、その対策も早急に求められております。つきましては、以下の早急な実施を要望いたします。

①被災自治体（県）に対する復興費用とは別に、被災地の全世帯（家屋の倒壊・損

失を問わず) 見舞金 (50 万円を目途) の支給

そもそも被災地域の企業、事業所の従業員の生活基盤を立て直さないと、都市部ともつながる経済活動の基盤が成立しないので、早急に実施をお願いします。

②被災地の復旧活動を目的とした政府による被災者の有期雇用

政府が被災者を有期雇用し、仮設住宅の建設、被災地インフラの整備などの業務に従事させることにより、被災者の生活の安定、被災地の早期の復旧が期待できるため、早急に実施をお願いします。

③被災地の企業に対する直接的・間接的支援の早急な実施と拡充

- ・被災地の企業・事業所への助成金の創設
- ・復旧費用の速やかな助成 (工場・事務所の再開に係る費用の助成)
- ・事業所の復旧作業を行う従業員の賃金への助成 (全額を助成するのが望ましい)
- ・被災地企業・事業所への無利子融資の金額の増額、要件の緩和
- ・被災地企業・事業所への災害復旧融資の金額の増額、要件の緩和
- ・東北地区全体の観光産業への一時的補助

④被災地と取引のある企業への金融支援、各種助成の創設、実施

- ・被災地と取引のある中小企業の実態調査と危機対応
サプライチェーンの断絶による事業継続への助言/相談指導窓口の設置
- ・被災地と取引のある中小企業への特別保証枠の設定
- ・政策金融の拡充 (例: 被災地以外の災害復旧融資の創設、無利子融資の創設等)
- ・被災地との取引に関する猶予・特例措置 (手形決済の猶予、社債償還の猶予等)

⑤風評被害・自粛ムードによる経済萎縮について

商店や飲食業、サービス業界においては、イベントや季節行事の自粛、中止による売り上げ減が深刻な状態にあります。一定期間はやむを得ないにしても、東京都をはじめとする公共団体が夏以降の計画まで中止するのは、経済のデフレ化を加速するだけであります。むしろ、自治体や公共団体が率先して、企画内容に追悼の気持ちを込めたイベントを開催すべきだと考えます。

また、福島第一原子力発電所事故等により風評被害の拡大が懸念されておりますが、政府や地方自治体、関係機関、民間企業等が一丸となって風評被害を起こさないためのあらゆる対策を講じることを要望いたします。

⑥非常事態に対応できる法律や制度の見直し・改正

空からの救援物資が被災地に投下できなかったことなど、緊急時における法律や制度の不備や盲点が多く報告されているようです。中小企業に関連する法律や税法の改正とともに、こうした法律や制度の見直しを早急に行うべきであります。

(2) 復興に関する提言【被災地全域を経済モデル特区に】

被災地では、復旧に向け動いてきておりますが、復旧への道は大変険しいことは容易に予想されます。また、被災した中小企業は、解決すべき問題が数多く山積しているのが現状であります。

震災地域が真の復興を遂げるためには、日本全体の産業を復活・再成長させるための産業育成のグランドモデルとした国家戦略が必要であると考えております。つ

きましては、そのグランドモデルに基づき、被災地域に「ヒト・モノ・カネ」を投入することを促進し、真の新しい町づくりを成し遂げるため、被災地域全域を新しい復興モデル特区とすることを要望いたします。

さらに、仮に復興モデル特区とした場合、例えば、以下の施策を実施することを提言いたします。

①新たな農業創出のための優遇措置

- ・大規模農場や農業法人への出資、設備投資に対する優遇措置
- ・上記に付随する新しい産業（ビル農場・ハウス農園の設備・制御装置産業）進出事業所への助成と税制上の優遇制度

②新たな漁業創出のため優遇措置

- ・水産会社、漁業者への出資、設備投資への優遇措置

③復興モデル特区における税制をはじめとした優遇措置

- ・復興モデル特区外からの工場・店舗等の進出、多種多様な産業誘致の促進を目的に、特区外（首都圏・近畿圏をはじめ全国）に本社を持つ企業による工場建設等、設備投資額全額の即時償却または任意償却（特区内企業による投資も同様の扱い）
- ・工場建設、事業所開設、店舗開設、新規雇用をした事業所への優遇措置（例：固定資産税等の減免、社会保険料の減免、新たに雇用した人材の賃金への助成等）
- ・特区内の居住用住宅についての住宅ローンの拡充（10年間・5%の税額控除）

④エネルギー特区の設置

東北地方は首都圏の電力生産地という経緯もあり、当該地域に対して、例えば大規模な太陽光発電設備設置など、クリーンエネルギー推進について、首都圏のエネルギー消費者が投資できる環境の整備が考えられます。

⑤経済復興モデル特区における被災者の優先的雇用

被災地の復興のためには、被災者の生活の生活再建が大前提でありますので、復興モデル特区においては、被災者を優先的に雇用できる施策が必須であります。また、本要望「(1) ② 被災地の復旧活動を目的とした政府による被災者の有期雇用」で雇用した人材を、速やかに復興モデル特区の企業に雇用させることを提言いたします。

⑥復興に向けたインフラの回復と新しいまちづくり

今回の震災の経験を活かし、インフラ回復とまちづくりについて、以下のとおり提言いたします。

- 1)防波堤の裏側を処分が困難な瓦礫等で埋め立て、海岸部には砂丘と公園、防風林等を構築
- 2)緊急避難場所として活用できるよう、1)の近くに、高い耐震・防火構造を備え持つ15m以上のビルを建設
- 3)海岸線から15m以上高い場所に道路、鉄道、公共施設、住宅（仮設住宅）を構築
- 4)大きな被災を受けた海辺の土地については、一旦国が買収し、国有地とする
- 5)千葉県や東京都の埋立地における液状化現象・津波対策にも活用できる都市

計画のモデルケースになるデザインとする

(3) 復興財源に関する提言【復興税には慎重な対応が必要】

震災復興に関する費用は20兆円に達する試算があるなど、その費用は莫大になることが予想されます。増税による復興費用の調達に政府で検討されているようですが、復興のためには、企業活動が活発になり「ヒト・モノ・カネ」が十分にいきわたることが大前提であるので、増税による経済活動の停滞を大変憂慮しております。財源問題への手当としては、義援金活動が活発な状況を鑑みると、復興国債の発行消化や、復興ファンドの創設は、条件次第で充分可能と考えます。こうした前提に立ち、復興財源に関して、以下のとおり提言いたします。

① 震災復興を目的とした民間ファンドへの出資に対する優遇措置

- ・ 出資金の相続税における減額評価（例えば40%減額評価）
- ・ 出資金の所得控除

② 復興国債の創設

- ・ 相続税における減額評価（例えば40%減額評価）

③ 徹底した行財政改革による復興財源の捻出

- ・ 復興関連組織や被災地域自治体支援に対して、独立行政法人を含む既存公務員の転用と活用（自衛隊の活躍と名誉回復という実例がある）
- ・ 国会議員歳費の返上（50%の返上で単年度約35億円の効果）
※国会議員定数削減の議論もあわせて開始すべき
- ・ 政党交付金（年間約320億円）を少なくとも50%返上
- ・ 国家公務員人件費（約5兆円）の返上（20%返上で単年度約1兆円の効果）
- ・ 独立行政法人の国庫支出金（平成23年度予算約3兆円）の一部削減（30%削減で約1兆円の効果）
- ・ 特別会計を一旦は全廃、一般会計化し「国家百年の計」を策定する

(4) 計画停電、電気インフラに関する要望

東京電力管内において、計画停電を実施しておりますが、今夏には大規模な計画停電が予想されます。経済再生には電力供給が不可欠であり、計画停電による経済の混乱、停滞を避けるためにも、下記のとおり要望いたします。

① 具体性のある真の計画停電の実施

- ・ 配電網の未公開や、需要予測の精度が低いことによる、確定性のない事前通告が実際の事業活動に大きな負の影響を与えているので、「計画性のある」停電が求められます。

② 経済活動・社会生活の実態に合った電力供給

- ・ 医療関係への優先供給
- ・ データセンター・通信系事業者への継続供給
- ・ 交通機関
- ・ 復興事業に直結する事業所への供給
- ・ メッキ業など、電力使用を伴う生産活動のリードタイムがある企業への配慮

③ 計画停電に協力した事業所への支援、優遇措置

- ・ 輪番操業に参加した企業への税制上の優遇措置
- ・ フレックスタイム、裁量労働制など労働時間規制の緩和、手続き簡素化
- ・ 計画停電で深夜操業をした企業への支援措置（例：深夜労働割増賃金の免除、騒音対策への設備投資への優遇措置など）
- ・ 自家発電機・無停電電源装置購入への助成金、優遇措置の実施

④ 一般消費者への省エネルギーの推進

- ・ マンションにおけるエレベーターの量的使用制限
- ・ ピーク時の節電自動販売機の停止、家庭に於けるエアコン・掃除機・洗濯機の使用時間帯の調整
- ・ サマータイムの導入への検討

⑤ 電力政策の見直し

- ・ 火力発電所（ガス）の増設、能力強化
- ・ 50Hz・60Hzの周波数の統一、もしくは相互供給設備の増設

⑥ エネルギー政策の見直し、強化

<早急に実施すべき施策>

- ・ 天然ガスによる火力発電、水力発電、太陽光発電の拡充に対する支援・補助
- ・ 燃料電池、太陽熱集熱機、ガスコージェネレーションシステム、停電時対応型ジェネライタ等のシステム・設備の普及、量産に対する支援・補助
- ・ 家庭用の太陽光発電、燃料電池の導入に対するインセンティブの創設、拡充（助成金額の引き上げ、販売事業者への税法上の優遇等）

<中期的に検討・実施すべき施策>

- ・ 地熱発電、波力発電、バイオマス発電、風力発電の研究・拡充
- ・ メタンハイドレードの研究、採掘への支援強化、拡充

（５）首都圏における震災対策に対する要望

今回の大震災では、帰宅困難者の続出、携帯電話の不通、公共交通のダイヤの乱れ、首都圏における建物の損壊、など様々な問題が浮き彫りになりました。予想される首都直下型大地震などの災害への備えを十分にするためにも、下記のとおり要望いたします。

①BCP（事業継続計画）見直しへの支援

- ・ BCP未策定の中小企業へのコンサルタント派遣、作成費用の助成
- ・ 行政、商工会議所によるBCP策定支援事業の展開

②耐震診断の早急な実施、耐震診断実施事業所への助成、耐震補強施策の拡充

- ・ 公的機関、一級建築士による耐震診断の実施
- ・ 耐震診断を行った事業所への助成制度の拡充
- ・ 耐震診断のルール強化（重要事項説明への義務化等）
- ・ 耐震補強工事の促進を目的とした助成制度、低利融資制度の拡充

③地方自治体における防災計画の見直し

- ・ 首都圏における被害想定の見直し（現在の被害想定では不十分）
- ・ 広域避難場所の見直し（特に沿岸部）

- ・帰宅を前提とした防災計画の全面見直し（災害に遭った事業所を拠点とした被災者支援活動等の検討）
- ・東海発電所・東海第二発電所、浜岡原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所の津波対策の全面的な見直しと首都圏への影響の再シュミレーション
- ・42条2項道路の早急な見直し（早期に幅員4m以上に拡幅する行政措置等）

以上